

中間試案のたたき台（１）（説明付き）

目次

第 1	民事執行	2
第 2	民事保全	15
第 3	破産手続（部会資料 10 の予定）	19
第 4	民事再生、会社更生、特別清算、外国倒産処理手続の承認援助の手続（部会資料 10 の予定）	20
第 5	非訟事件	20
第 6	民事調停	29
第 7	労働審判	36
第 8	人事訴訟（部会資料 10 の予定）	42
第 9	家事事件（部会資料 10 の予定）	42
第 10	子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）（部会資料 10 の予定）	42
第 11	その他（部会資料 10 の予定）	42

(前注) 本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

第1 民事執行

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事執行の手續において裁判所（執行官を除く。以下1及び2において同じ。）に対して行う申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

民事執行の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手續代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(注) 本文の考え方のほか、民事執行の手續における申立て等については、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方がある。

イ 管理人等

【甲案】

強制管理の手續における管理人等の民事執行の手續において裁判所から選任された者は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

強制管理の手續における管理人等の民事執行の手續において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

(説明)

1 委任を受けた代理人等（本文(2)ア及び(注)）

基本的に、本文のとおり範囲内でインターネットの利用を義務付けることについては、特段の反対意見はなかったが、(注)のとおり考え方もあったので、注記している。

なお、裁判所書記官に対する申立て等も本文と同様の規律とすることを前提としている。
また、執行官に対する申立て等については、後記9において取り上げている。

2 管理人等（本文(2)イ）

管理人等の裁判所から選任された者についてインターネットによる申立て等を義務付けるかどうかについては、これまでの会議における議論を踏まえ、義務付けを行う案と行わない案の双方を併記している。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等につき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出書面等をファイルに記録しなければならないものとするについて、検討する。

(注) 裁判所に提出された書面等について、法律上、全ての事件につき下記(2)のルールを適用するとの考え方がある一方で、電子化を目指しつつも、民事執行の特性を考慮し、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

前者の考え方の中にも、下記(2)ア②の電子化をしない場合の「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」との要件に代えて、民事執行の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

後者の考え方について具体的なものとしては、裁判所の判断で電子化することも可能であることを前提とした上で、①法律上、裁判所が電子化しなければならない事件を一定の範囲のものとする考え方、②電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする考え方、③当事者又は利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする考え方がある。

(2) 提出書面等の電子化のルール

ア 原則

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等の電子化のルールは、次の規律とする。

① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事執行の手續において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 例外

民事執行の手續において、民訴法第132条の12第1項各号及び第132条の13各号と同様に、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

(注) インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、①第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密で特に必要がある部分及び②秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文は、(2)において、民事執行の手續において裁判所に提出された書面等の電子化に関する考え方につき、民事訴訟の手續の規律(民訴法第132条の12、第132条の13)が基礎となることを示しつつ、(1)において、そのルールの対象事件につき、検討するものである。具体的な考え方については、(注)で複数の考え方を記載することとしている。その内容は、部会資料7の第1の2(1)及びその(注)と基本的に同様であるが、第5回会議において出された意見を踏まえ、あり得る考え方を整理した上で、その表現ぶりについて若干修正をしている。

なお、(執行機関である)執行官に対して提出する書面等については、後記9において取り上げている。

3 裁判書、調書等の電子化

民事執行の手續において裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書や配当表等については、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、提出された書面等の電子化についていずれの考え方を採るかにかかわらず、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書や配当表などについて、一律に、電磁的記録により作成するものとすることを提案するものである。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋

民事執行の手續における口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋について、民訴法第87条の2及び同法第187条を準用し、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「ウェブ会議」という。）及び音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法（以下「電話会議」という。）を利用することができるものとする。

(2) 売却決定期日及び配当期日におけるウェブ会議・電話会議の利用

(前注) ここでは、売却決定期日及び配当期日があることを前提としているが、後記5のとおり、売却決定期日及び配当期日を廃止するとの考え方もある。

【甲案】

売却決定期日及び配当期日においては、ウェブ会議及び電話会議を利用して、当該期日の手續に参与することができるものとする。

【乙案】

売却決定期日及び配当期日においては、ウェブ会議を利用して、当該期日の手續に参与することができるものとし、電話会議を利用して当該期日の手續に参与することはできないものとする。

(注1) 甲案及び乙案のいずれかを採用した場合の具体的な規律の内容としては、次のような考え方がある。

1 売却決定期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議（又は電話会議）によって、売却決定期日における手續を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手續に参与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

2 配当期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議（又は電話会議）によって、配当期日における手續を行うことができ

るものとする。

- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

(注2) ウェブ会議（又は電話会議）により手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

(説明)

ウェブ会議の利用に加えて、電話会議の利用を認めるべきかどうかという点については、両論があったので、併記している。

なお、ウェブ会議（や電話会議）を利用して手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くべきかどうかという点には、これを否定する意見があった。仮に、関係人につき一定の範囲で意見を聴くべきとする場合には、どのような範囲で意見を聴くべきかについて引き続き検討する必要がある（売却決定期日については規則第37条に列挙されている者が、配当期日については民執法第85条第1項に規定されている債権者及び債務者が、それぞれ考えられるが、その全てから意見を聴くものとするのが相当かどうかは、検討する必要がある。）。

(3) 財産開示期日

ア 申立人のウェブ会議・電話会議による参加

【甲案】

財産開示期日においては、ウェブ会議及び電話会議を利用して、申立人が当該期日の手続に関与することができるものとする。

【乙案】

財産開示期日においては、ウェブ会議を利用して、申立人が当該期日の手続に関与することができるものとし、電話会議を利用して当該期日の手続に関与することはできないものとする。

(注1) 甲案及び乙案のいずれかを採用した場合の具体的な規律の内容としては、次のような考え方がある。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議（又は電話会議）によって、その申立人を財産開示手続に参加させることができる。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した申立人は、その期日に出頭したものとみなす。

(注2) 申立人のウェブ会議（又は電話会議）による手続参加を認めるに当たり、申立人及び債務者（開示義務者）の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方

がある。

イ 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

① 裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、その債務者から陳述を聴取することができる。

a 開示義務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、開示義務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合

b 事案の性質、開示義務者の年齢又は心身の状態、開示義務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、開示義務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合

c 申立人に異議がない場合

② ①の規律により開示義務者が陳述をした場合には、財産開示期日に出頭し、当該期日において陳述をしたものとみなす。

(注) 本文とは別に、本文イ①bの事由がある場合に、ウェブ会議の利用を認めることを否定する考え方がある。

(後注) 入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日についても、ウェブ会議や電話会議による手続を認めるとの考え方がある。

(説明)

1 申立人のウェブ会議・電話会議による参加（本文ア）

財産開示期日について、申立人のウェブ会議による手続参加を認めることに特段の意見はなかったが、電話会議による手続を認めるかどうかについて、両論があったので両案を併記している。

2 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述（本文イ）

本文イは、債務者のウェブ会議による陳述の規律を設けることを前提として、その要件について、民訴法におけるウェブ会議による証人尋問におけるのと同様の要件を設ける案を記載するものであるが、本文イ①b（民訴法第204条第2号に相当する要件）を設けることについては、反対意見もあったことから、(注)を記載している。

5 売却及び配当

(1) 売却決定期日を経ない売却

売却決定期日において売却の許可又は不許可の決定を行う仕組みとは別

に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述するための一定の期間を設定することにより、売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却決定期日を指定し、又は、売却の許可若しくは不許可に関する意見を陳述すべき期間（以下「意見陳述期間」という。）及び売却の許可若しくは不許可の決定をする日（以下「売却決定の日」という。）を指定する。
- ② ①において売却決定期日を指定した場合には、当該期日において売却の許可又は不許可の決定をするが、意見陳述期間を指定した場合には、①で指定した売却決定の日に、期日外で売却の許可又は不許可の決定をする。
- ③ ①において売却決定の日を指定した場合には、売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告期間は、民執法第10条第2項の規定にかかわらず、当該売却決定の日から起算する。

(注) ①で指定した意見陳述期間や売却決定の日については、現行の民事執行規則において公告及び差押債権者等への通知をすべきものとされている売却決定期日の日時・場所等（同規則第36条、第37条）と同様に、公告及び通知をすべきものとする。

(2) 配当期日を経ない配当

配当期日を経て配当を実施する仕組みとは別に、配当異議の申出をするための一定の期間を設定することにより、配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所は、配当期日の指定に代えて、配当異議の申出をすべき期間（以下「異議申出期間」という。）を指定することができる。
- ② 民執法第85条第1項の規定による配当の順位・額等の決定及び配当表の作成は、①において配当期日を指定した場合には、当該配当期日において行うが、異議申出期間を指定した場合には、当該期間に先立ち、期日外において行う。
- ③ ①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者に送達又は送付しなければならない。
- ④ 配当異議の申出は、①において配当期日を指定した場合には、当該配当期日において、異議申出期間を指定した場合には、当該期間内に、これを行わなければならない。

(後注) 本文(1)及び(2)に掲げた考え方とは別に、売却決定期日及び配当期日を指定する

仕組みを廃止し、期日を経ることなく売却又は配当を行う仕組みのみとする考え方が
ある。

(説明)

1 総論

これまでの会議では、売却の許可又は不許可に関する意見や配当異議の申出を行うための一定の期間を設定することで、売却決定期日や配当期日を経ることなく、売却や配当をすることができる仕組みを設けることについて賛成する意見が多く出され、今後、この仕組みにつきより具体的に検討する必要があるとの意見が出された（以下、売却決定期日や配当期日を指定する方式を総称して「期日方式」といい、意見や異議を述べるための期間を設けることにより、期日を経ずに売却又は配当を行う方式を総称して「期間方式」という。）。そのため、本文は、その仕組みをより具体的に検討している。

すなわち、これまでの会議では、期間方式を導入する場合には、関係者に対し、期日方式を採る現行法におけるのと同等の手続保障が図られるべきであるとの意見が出されたところであり、本文は、このような指摘も踏まえつつ、中間試案として提示する具体的な規律の案を検討したものである。

2 本文及び注の内容

(1) 売却決定期日を経ない売却（本文(1)及び（注））

ア 現行法の規律の概要

現行法では、裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に売却決定期日を指定し（民執法第64条第4項）、その日時及び場所等を公告するとともに、差押債権者等に対して通知しなければならないこととされている（同法第64条第5項、民執規則第36条第1項、第37条）。

執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならない（民執法第69条）、この決定は、言渡しの時に告知の効力を生ずることとされ（民執規則第54条）、売却許可決定が言い渡されたときは、裁判所書記官は、その内容を公告しなければならない（同規則第55条）。

イ 本文及び（注）の内容

本文(1)では、売却決定期日の指定に代わる意見陳述期間の指定は、売却決定期日と同様に、裁判所書記官が、売却を実施させる旨の処分と同時に行うこととしている（本文(1)①）。

また、現行法においては、売却の許可又は不許可の決定は売却決定期日において言い渡すこととされているため、売却決定期日が指定されれば決定がされる日も自動的に明らかとなるが、意見陳述期間を指定する場合には、売却の許可又は不許可の決定

がいつされるかは必ずしも明確でない。そのため、意見陳述期間を指定する場合には、同時に、売却決定の日も指定することとしている（本文(1)①）。この場合には、売却の許可又は不許可の決定は、売却決定の日として指定された日に、期日外で行うこととなる（本文(1)②）。

現行の民事執行規則では、売却決定期日の日時・場所等を公告するとともに、差押債権者等に通知すべきこととされているが、意見陳述期間及び売却決定の日を指定する場合にも、同様に公告・通知を行うこととすることが想定される（注）。なお、現行の民事執行規則においては、売却許可決定の内容を公告すべきこととされているが、期間方式がとられた場合においても、同様に公告されることを前提としている。

また、現行法においては、売却の許可又は不許可の決定は言渡しの際に告知の効力を生ずることとされ、その時から執行抗告期間が起算されることとなる。これに対し、期間方式を導入する場合における執行抗告期間の起算日をどのように考えるかが問題となるが、前記のとおり、売却決定の日や売却許可決定の内容を公告・通知することとすることを前提に、当該決定日から執行抗告期間を起算することとすることが考えられる（本文(1)③）。なお、この点については、例えば、売却の許可又は不許可の決定を差押債権者等に通知すべきこととし、民執法第10条第2項の原則どおり決定の告知の日から起算することとするといった別案も考えられるが、一方で、このような考え方を採る場合には、執行抗告期間の起算日が区々となることに問題はないかといった点についても検討する必要があるため、記載をしていない。

(2) 配当期日を経ない配当（本文(2)）

ア 現行法の規律の概要

現行法では、配当期日は、不動産の代金が納付されたとき等に裁判所が指定することとされ（民執規則第59条第1項）、配当期日には、民執法第85条第1項に規定する債権者（差押債権者等）及び債務者を呼び出さなければならないこととされている（民執法第85条第3項）。裁判所書記官は、配当期日が指定されたときは、各債権者に対し、計算書を提出するよう催告する（民執規則第60条）。

執行裁判所は、配当期日において各債権者の債権の元本の額等や配当の順位・額を定めることとされており（民執法第85条第1項。ただし、配当の順位及び額については、配当期日において全ての債権者間に合意が成立した場合は除く。）、裁判所書記官は、これらが定められた場合には、配当期日において、配当表を作成すべきこととされている（同条第5項）。

配当表の記載に異議のある債権者及び債務者は、配当期日において、配当異議の申出をすることができる（民執法第89条第1項）。

イ 本文の内容

本文(2)では、裁判所は、配当期日の指定に代えて、異議申出期間を指定することが

できるものとした上で（本文(2)①）、配当期日を指定する場合には、当該期日すべきものとされている配当の順位・額等の決定や配当表の作成は、異議申出期間の開始前に期日外で行うこととしている（本文(2)②）。

異議申出期間及び配当表の内容は、配当異議の申出の機会を付与する上で、関係者に周知する必要があると考えられる。そこで、（配当期日の呼出しの対象である）民訴法第85条第1項に規定する債権者（差押債権者等）及び債務者に送達しなければならないものとするのが考えられるが、より簡易な手続を認める観点から、いずれも送付で足りるものとするとの意見も考えられる（本文(2)③）。配当表の記載について不服のある者は、配当表の記載内容を確認の上、指定された異議申出期間内に配当異議の申出をすべきこととなる（本文(2)④）。

なお、本文には直接掲げていないが、期間方式を採った場合に、計算書の提出の催告や、全ての債権者による配当の順位・額についての合意、運用上行われている配当表の原案の提示及び意見の聴取をどのようにするかという点も問題となり得る。

3 期日方式の廃止（（後注））

これまでの会議では、期日方式を廃止し、期間方式のみとすることについても議論がされた。この点については、本文(1)及び(2)に共通する論点として、（後注）として記載することとしている。

この論点については、期間方式を導入した場合における期日方式の意義をどのような点に見出すかという検討が必要であると考えられる。例えば、配当表の原案の提示及び意見の聴取や、全ての債権者による配当の順位・額についての合意を円滑に行うためには、期間方式ではなく、期日方式を採ることが相当であると考えられる事案があるとするれば、期日方式をなお存続するという点も考えられるが、これらの手続について期間方式で行うことが十分に可能であるとするれば、期日方式を廃止し、期間方式のみとすることも考えられるように思われる（なお、期日方式について、どのような点に期間方式と独立した意義を見出すかという点は、期日方式と期間方式の選択に当たり関係人の意見を聴くべきかどうかという点の検討にも関係し得るものと思われる。）。

6 電子化された事件記録の閲覧等

利害関係を有する者は、電子化された事件記録（以下「電磁的事件記録」という。）について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとし、その具体的な規律の内容を、民訴法第91条の2及び第91条の3と同様とするものとする。

（注1）電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるもの

とする。

① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

② 当事者（申立債権者及び債務者）は、事件の係属中いつでも、裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2） 配当要求をした債権者も、当事者と同様に、事件の係属中いつでも、裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするとの考え方がある。

（説明）

当事者以外の者につき事件の係属中いつでも、裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするかどうかに関しては、配当要求債権者については、これを認めるべきとの考え方があったため、（注2）に記載をしている。

なお、本文は、電子化された事件記録の閲覧等について取り上げるものであるが、電子化されていない事件記録の閲覧等は、現行法と同じ扱いをすることを前提としている（民執法第17条、民訴法第91条参照）。

7 送達等

（1）電磁的記録の送達

民事執行の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までと同様の規律とするものとする。

（2）公示送達

民事執行の手続における公示送達について、民訴法第111条と同様の規律とするものとする。

（後注） 民事執行の手続における公告の方法を見直し、裁判所の掲示場に掲示し、又は裁判所設置端末を使用して閲覧することができるようにすることに加えて、公告事項又はその要旨を裁判所のウェブサイトで公示する方法を導入するとの考え方がある。

（説明）

これまでの会議では、民事執行の手続における電磁的記録の送達の方法として、電子情報処理組織による送達の方法（いわゆるシステム送達）を設けることについて、基本的な方向性としてはこれに賛成する意見があったため、本文(1)のとおり記載している。

なお、特に、差押命令を電磁的記録の送達の方法によりすることを念頭に、送達を受けるべき者が閲覧等をしない場合における送達の効力発生までの期間を民事訴訟の手続と同様に1

週間とすると、申立債権者の利益を害するおそれがあり、その期間をこれよりも短くすべきであるとの意見や、システム送達を受ける旨の届出がされている場合に書類による送達を行うかシステム送達を行うかについて申立債権者に選択を認めるなどといった方策を検討することも考えられるとの考え方も示された。

他方で、前記の期間を短くすることなどについては、送達を受ける第三債務者の立場から、対応が困難であるとの指摘や、システム送達を受ける旨の届出がされている場合には、書類による送達を行い得ないものとすべきであるとの意見もあった。

このような意見もあったが、法律上、民訴法に比して前記の期間を短くすることについては第三債務者の負担が大きくなり、これを正当化する理由を見出すことは難しいように思われる。また、民訴法では、送達を確実に行うこと等を確保するため、システム送達を受ける旨の届出がされていても、裁判所（裁判所書記官）において、電磁的記録を出力した書面を送達する方法をとることができることとしており、差押えのケースにおいて、システム送達を受ける旨の届出があったからといって、法律上、書面による送達を否定することは難しいように思われる。

そのため、これまでにあった指摘については、法律上の手当をするというよりは、それらの指摘を踏まえつつ、運用上の工夫をすることにより対処することが考えられる。いずれにしても、システム送達が実施され、第三債務者がそれを閲覧又はダウンロードをすることにより、書類の送達よりも速やかに送達されるケースもあり得ると思われること等を踏まえ、実務上の活用する方法につき引き続き検討することが考えられる。

8 債務名義の正本の提出・執行文の付与

(1) 債務名義の正本提出に関する規律の見直し

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、強制執行は、当該債務名義に係る電磁的記録自体に基づいて実施することとし、債務名義を証明する文書の提出は不要とするものとする。

(注) 本文に掲げるもののほか、民事執行の手續において裁判の正本を提出することとされている場合において、当該裁判に係る裁判書が電磁的記録により作成されたとき(強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等)についても、本文の規律と同様に、当該裁判を証明する文書の提出を不要とするものとする。

(2) 執行文に関する規律の見直し

ア 単純執行文

現行法上、強制執行の実施に当たり単純執行文の付与が必要となるケースでも、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、単純執行文の付与を不要とするものとする。

(注1) 債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合にも、単純執行文の付与を必要とする考え方もある。

(注2) 債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合にも、単純執行文の付与を不要とする考え方もある。

イ 特殊執行文

現行法上、強制執行の実施に当たり特殊執行文が必要となるケースについては、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、債務名義作成機関等による特殊執行文の付与を必要とするものとする。

(説明)

これまでの会議では、債務名義が裁判所において電子的に作成されたものである場合に単純執行文の付与を不要とすることについては、格別の意見はなかった。

そのため、これを不要とすることが考えられる。もっとも、このことを認めることについては、判決等の債務名義が判決書等の書面で作成されているケース（民訴法改正法施行前に訴えが提起された事件などのケースや裁判所以外の機関が債務名義を作成しているケース）との対比、さらには、債務名義が裁判所において書面で作成されたものであるケースについても、単純執行文を廃止するのかと併せて検討する必要があるように思われる。そこで、不要とする意見を本文としつつ、(注1) (注2) を付記している。

なお、(注2) のとおり債務名義が書面であっても、単純執行文制度を廃止するかどうかであるが、既存の制度において、単純執行文制度を設けていない、すなわち、債務名義となる裁判があれば執行文がなくとも執行力を認めているものとしては、家事事件手続における家事審判・家事調停や、少額訴訟における判決等がある。これらは、単純執行文が果たしている機能は、証明の問題（現在であれば、例えば、確定証明書の発行など）として処理することとされていると思われる。

9 執行官と民事執行の手続のIT化

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続について、執行裁判所が執行機関となる場合におけるのと同様にIT化するものとする。

(注) いずれの民事執行の手続においても、執行官に対する申立て等については、執行裁判所に対する申立て等に関する規律（前記1及び2）と同様とするものとする。

(説明)

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続について、執行裁判所が執行機関となる場合と同様にIT化することについては、これまでの会議において、特段の異論はみられ

なかった。

また、いずれの民事執行の手続（執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続のほか、執行裁判所が執行機関となる場合のものも含む。）においても、執行官に対して申立て等を行う場面があり、これについては、裁判所に対する申立て等と同様の規律（前記1及び2）とすることが考えられる。

10 その他

（注1）システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟の手続と同様の規律とする。

（注2）費用額確定処分申立ての期限について、民事訴訟の手続と同様の規律とする。

（注3）民執法第91条第1項に基づき配当留保供託がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案を解消するための方策について検討すべきとの考え方がある。

（説明）

民事訴訟では、例えば、電磁的記録に記録された情報の内容に証拠調べにつき、システムを使ってアップロードする方法による証拠調べの申出を認めている（民訴法第231条の2）。また、尋問に代わる書面などにおいて、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述を認めている（同法第205条第2項）ほか、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問も認めている（同法第185条第3項）。このようなITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが考えられる。これまでの会議では、民事執行の手続における証拠調べの手続について、民事訴訟の手続と同様の規律とすることに特段の異論はなかった。

また、民訴法改正法においては、民事訴訟の手続において、費用額確定の申立てに10年の期限を設けることとされており（民訴法第71条第2項等）、民事執行の手続においても、手続費用の額の確定の申立てを10年以内にしなければならないとすることが考えられる。

また、これまでの会議では、記録の電子化を踏まえて、いわゆる配当留保供託がされた場合において長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままになっている事案を解消するための方策を検討すべきであるとの指摘があったため、注記している。

第2 民事保全

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手續代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等につき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出書面等をファイルに記録しなければならないものとする。ことについて、検討する。

(注) 裁判所に提出された書面等について、法律上、全ての事件につき下記(2)のルールを適用するとの考え方がある一方で、電子化を目指しつつも、民事保全の手續の特性を考慮し、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

前者の考え方の中には、下記(2)ア②の電子化をしない場合の「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」との要件に代えて、民事保全の手續の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

後者の考え方について具体的なものとしては、裁判所の判断で電子化することも可能であることを前提とした上で、①法律上、裁判所が電子化しなければならない事件を一定の範囲のものとする考え方、②電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする考え方、③当事者又は利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする考え方がある。

(2) 提出書面等の電子化のルール

ア 原則

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等の電子化のルールは、次の規律とする。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面

等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事保全の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 例外

民事保全の手続において、民訴法第132条の12第1項各号及び第132条の13各号と同様に、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

(注) インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、①第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密で特に必要がある部分及び②秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

1 提出書面等の電子化の対象事件等

これまでの会議では、民事保全の手続において裁判所に提出された書面等について、民事訴訟の手続と同様に、電子化することに賛成する意見があったが、他方で、仮差押命令が発令された後に保全異議又は保全取消しの申立てがされて事件記録全体を改めて参照しなければならなくなるといった事案は、保全事件全体のうち、あまり多くないという実情を紹介する意見や、提出書面等を一律に電子化しなければならないものとする、民事保全事件全体で保全命令の発令が遅れる可能性があり、電子化の必要が生じた場合に提出書面等を電子化することが考えられるとの意見が出された。

以上を踏まえ、(1)では、考えられる案を(注)に記載し、引き続き検討することとしている。

2 提出書面等の電子化のルール

提出書面等の電子化のルールについては、民事訴訟と同様の規律とすることを提案して

いる。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについては、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとする。

(説明)

本文の案は、全ての民事保全の手續につき一律に電子化を提案するものである。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

民事保全の手續における口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋について、民訴法第87条の2及び同法第187条と同様に、ウェブ会議及び電話会議を利用することができるものとする。

(注1) 民保法第23条第4項所定の仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日については、債務者がウェブ会議の方法によらなければその期日において関与することができないとし、電話会議の利用を認めないとの考え方がある。

(注2) 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日については、ウェブ会議の利用のみを認める(電話会議による方法は認めない)こととする考え方がある。

(説明)

これまでの会議では、本文の規律を前提としつつ、特に、仮の地位を定める仮処分命令や、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日については、ウェブ会議の利用のみを認める(電話会議による方法は認めない)こととするべきであるとする考え方について議論がされたので、(注1)(注2)を記載している。

5 電子化された事件記録の閲覧等

利害関係を有する者は、電子化された事件記録(電磁的事件記録)について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写(ダウンロード)及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができる(ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。)ものとし、その具体的な内容を、民訴法第91条の2及び第91条の3と同様とするものとする。

(注) 電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする

る。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

6 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事保全の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までと同様の規律とするものとする。

(2) 公示送達

民事保全の手続における公示送達について、民訴法第111条と同様の規律とするものとする。

7 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とする。

(注2) 費用額確定処分申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律とする。

(注3) 保全執行に関する手続については民事執行の手続と同様にIT化することとする。

(注4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面(民保法第37条第1項)については、保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認することとして、起訴命令を発せられた債権者による提出を不要とするものとする。

(説明)

民訴法改正法においては、民事訴訟の手続において、費用額確定の申立てに10年の期限を設けることとされており(民訴法第71条第2項等)、民事保全の手続においても、手続費用の額の確定の申立てを10年以内にしなければならないとすることが考えられる。

第3 破産手続 (部会資料10の予定)

第4 民事再生、会社更生、特別清算、外国倒産処理手続の承認援助の手続（部会資料10の予定）

第5 非訟事件

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

非訟事件の手続における申立て等について、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手続代理人等

非訟事件の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 非訟事件の手続によって裁判所が選任した者

【甲案】

非訟事件の手続によって裁判所が選任した者は、その選任された者として関与する非訟事件の手続においては、申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

非訟事件の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

(説明)

非訟事件の手続によって裁判所が選任した者が当該非訟事件の手続において裁判所に申立て等をする場合には申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする（義務付けるものとする）こと（本文(2)イ）については、これを肯定する意見もあったが、非訟事件には多くの種類があり、裁判所が選任する者の属性も多様であって法律専門職である場合もそうでない場合もあるとの指摘や、例えば、清算人については裁判所が選任した者のみが申立て等をインターネットを用いなければならないとすることを合理的に説明することは困難であるとの意見があった。上記の議論を踏まえ、両論を併記している。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等をファイルに記録することにつき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用し、提出書面等の電子化の義務を裁判所に課すことについて、検討する。

(注) 裁判所に提出された書面等について、法律上、全ての事件につき下記(2)のルールを適用するとの考え方がある一方で、電子化を目指しつつも、非訟事件の特性を考慮し、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

前者の考え方の中には、下記(2)ア②の電子化をしない場合の「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」との要件に代えて、非訟事件の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)のルールを適用するとの考え方がある。

後者の考え方につき具体的なものとしては、裁判所の判断で電子化することも可能であることを前提とした上で、①法律上、裁判所が電子化しなければならない事件を一定の範囲のものとする考え方、②電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする考え方、③当事者又は利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする考え方がある。

(2) 提出書面等の電子化のルールの原則

ア 原則

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等の電子化のルールは、次の規律とする。

- ① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、非訟事件の手續において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 例外

非訟事件の手續において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、秘匿事

項の届出書面等に記載された事項のほか、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

(注) インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が必要がある認めるものについては、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

1 提出書面等の電子化の対象事件等 (本文(1)・(注))

委任を受けた代理人がインターネットを利用してファイルに記録した電磁的記録や、裁判所や裁判所書記官が作成した裁判等に係る電磁的記録は、そのまま事件記録となることを想定している。

その上で、裁判所に提出された書面等の電子化については、非訟事件においても保管場所の省スペース化などの電子化によるメリットは当てはまるものの、非訟事件には借地非訟事件のように二当事者対立構造のものもあれば、民法第582条の規定による鑑定人の選任事件のように裁判所が後見的に関与するものもあって、当事者による主張や立証の積み重ねが予定されているか否かや記録の閲覧の有無などについても、それぞれの特性があることから電子化によるメリットが一律に当てはまるものではないとも考えられる。第4回会議においては、非訟事件の多様さを指摘する意見も出された。今後は、(注)にあるようないくつかの考え方について検討することが考えられる。

2 書面等の電子化のルール原則 (本文(2))

(1) 原則のルール (本文(2)ア)

本文(2)アは、民訴法第132条の12及び第132条の13に倣って、提出書面等の電子化のルールを定めるものである(対象事件等については、本文(1)のとおりである。)

(2) 書面等の電子化の例外に関する規律 (本文(2)イ)

民事訴訟の訴訟記録については、民訴法上の秘匿制度の対象となり得る①秘匿決定を求める申立て(民訴法第133条)に際して届出がされた当事者の住所等の秘匿すべき事項、②他の当事者の閲覧等の制限の申出があった場合にその閲覧等が制限され得る当事者の住所等の事項及びその推知事項(民訴法第133条の2)については、紙媒体のままでも保管することも許容され得る。

このうち、非訟事件においても、上記①については民訴法の規定を準用しており（改正後の非訟法第42条の2）、上記①の届出があり得るため、この秘匿事項の届出書面等に記載された事項につき、紙媒体のままで保管することも許容することが考えられる。

さらに、非訟事件では、上記②の民訴法の規定は準用していないが、閲覧等の制限に関する規定（非訟法第32条第3項及び第4項）があり、これによって閲覧等の制限の対象となり得る事項について、別途、紙のままで保管することも許容され得る規定を設けることが考えられる。

具体的には、非訟法第32条第3項を参考に、特にその情報の管理が問題となる事項につき、別途、紙媒体のままで保管することも許容され得る規定を設けることが考えられる。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとする。

(説明)

本文の案は、提出された書面等の電子化についていずれの考え方をとる場合であっても、全ての手続につき、一律に、裁判書、調書等の電子化をすることを提案するものである。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 当事者の期日の参加

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

(2) 専門委員の期日における意見聴取

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、専門委員に非訟法第33条第1項の意見を述べさせることができるものとする。

(注) 期日において意見等を述べるができる専門家等につき、専門委員と同様に、ウェブ会議又は電話会議によって意見を述べるができるものとする。

(説明)

第4回会議でも意見があったが、多様な非訟事件の中には、専門委員の他にも専門的な立場の者が口頭で意見を述べることでとされているものがあるが、それらの者が専門委員と同様に口頭での意見を期日において述べることでとされているか否か(非訟法第33条第1項参照)などを踏まえて、電話会議・ウェブ会議の規律の要否を検討することが考えられるため、(注)を付している。

5 和解と送達又は送付

【甲案】

和解を記載した調書は、送達しなければならないものとする。

【乙案】

和解を記載した調書は、送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(説明)

1 本文について

和解を記載した調書について、民事訴訟手続における和解調書と同様、当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないものとするのが考えられる。他方で、非訟事件の手続においては、例えば、裁判書も全ての事件において必要に送達するものとされていない(相当な方法で告知すれば足りる)こととの関係では、一律に送達によるべきものとせず送付の方法も選択し得るものとするとの意見も考えられる。そのほか、部会においては、和解調書の中には債務名義とならないものもあり、和解を記載した調書の送達又は送付を必要なものとする事となると、これに要する当事者の郵便費用の負担が増加し得ることから、甲案、乙案のいずれについても、現在実費精算する取扱いがなされている郵便費用を手数料として定額化すること、また、その額の設定に当たっては、できる限り利用者への負担に配慮することを前提とすれば賛成できるとの意見があった。このような意見も踏まえ、甲案、乙案については、いずれも、郵便費用を定額の手数料とし、申立ての手数料に組み込み一本化すること(注)と併せて実現するものとして提案している。

2 (注) について

民事訴訟における郵便費用については、従前、実費精算する取扱いがされていたところ民事訴訟法の改正により電磁的記録の送達が導入されることにより郵便費用の低減が見込まれることを踏まえ、実費精算の負担から当事者及び裁判所を解放するとともに、規律の

簡明化を図る観点から、手数料への一本化を行う改正が行われている。現在、部会において電磁的記録の送達の導入が検討されている各手続について、民事訴訟と同様に郵便費用の手数料への一本化を行うこと（具体的には、手続ごとの郵便利用の実情、電磁的記録の送達を導入されることとなった場合に見込まれる変化などを踏まえ、適正な手数料の設定ができるか）について、関係機関と協議しつつ、検討中である。

6 電子化された事件記録の閲覧等

閲覧等について裁判所の許可を要する現行非訟法第32条第1項の規律を基本的に維持し、電子化した事件記録については、当事者又は利害関係を有する者は、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする。

（注1） 閲覧等の裁判所の許可の規律を一部改めて、事件の記録のうち当事者が自ら提出した書面等についてはその閲覧等につき許可を要しないとすとの考え方がある。

（注2） 電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。

② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注3） 当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができる（注2）②）ようにするための閲覧等の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧等の許可を得た部分を再度閲覧等する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧等を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（事前の許可を可能とする）との考え方がある。

（注4） 裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型や資料については、これが電子化された場合には、民事訴訟と同様の方法による閲覧等を認めるものとする。

（説明）

1 当事者が自ら提出した部分についての閲覧等の裁判所の許可

現行非訟法第32条第3項は、非訟事件の手続において職権探知主義の下で裁判所が収集した資料の中には、一般的に秘匿すべき情報が含まれることから、当事者については、原則として閲覧等を許可するものとしつつ、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときに許可しないこととしている。

もっとも、当事者が自ら提出した資料については、当事者はその内容を既に知っていることから、それを閲覧等することについて、基本的には上記の不許可事由が存在しないと考えられ、許可制を維持する理由はないとも考えられる。

2 電子化した事件記録の閲覧等の方法（注3）

（注2）の規律につき、第4回会議において、異論はみられなかったが、現在の実務では、当事者等は閲覧等の請求をする毎にその許可の申立てをし、裁判所は、閲覧等を許可する部分を特定してその許可をしていることとの関係で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができる（注2）②）ための許可の在り方が問題となる。そこで、（注3）のような考え方を例示している。

3 個別の規律がある事件等（注4）

非訟事件の中には、裁判所の許可を得ることなく、事件記録の閲覧等を認める事件類型がある。例えば、次のような事件類型がある。

- 借地非訟事件（借地借家法第46条）
- 公示催告事件（非訟事件手続法第112条等）

また、特定の資料につき、裁判所の許可を得ることなく、事件記録の閲覧等を認める事件類型がある。例えば、次のようなものがある。

- 解散命令における報告又は計算に関する資料（会社法第906条）

このような事件記録及び資料については、電子化した際には、同じく裁判所の許可を要しないこととされている民事訴訟と同様の方法により閲覧等を認めることが考えられるため、（注4）を付している。なお、ここでの提案は、飽くまでも閲覧等の方法に関する提案であり、記録の閲覧等の主体については、現行法と同様の取扱いを維持することを前提としている（例えば、借地非訟事件は、当事者及び利害関係を疎明した第三者について記録の閲覧等を認めているが、これを、民事訴訟と同様に何人についても記録の閲覧を認めることに改める趣旨ではない。）。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟の手続と同様の規律とするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないものとする。

(説明)

1 ITを活用した証拠調べ手続（(注1)）

民事訴訟では、例えば、電磁的記録に記録された情報の内容に証拠調べにつき、システムを使ってアップロードする方法による証拠調べの申出を認めている（民訴法第231条の2）。

また、尋問に代わる書面などにおいて、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述を認めている（同法第205条第2項）ほか、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問も認めている（同法第185条第3項）。

このようなITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが考えられる。

2 その他（(注2)）

民事訴訟手続等の一部を改正する法律においては、民事訴訟手続において、費用額確定の申立てに10年の期限を設けること（民訴法第71条第2項）、訴えの提起の手数料の納付がない場合の納付命令を裁判所書記官の権限とすること及びその者において相当と認められる訴訟の目的の価額に応じて算出される手数料を納付しないまま申立書却下に対する即時抗告は原裁判所が却下しなければならないものとするなど（同法第137条の2）につき規律が設けられている。

そこで、非訟事件の手続においても、手続費用の額の確定の申立てを10年以内にしなければならないとすることや、申立て手数料の納付がない場合の納付命令を裁判所書記官の権限とすること、また、申立て手数料（民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1の16の項）を納付しないことを理由とする申立書却下に対して手数料を納付しないまま即時抗告を原裁判所において却下しなければならないものとするについて、検討することが考えられる。

9 公示催告事件における公告

(1) 裁判所設置端末の利用

公示催告事件についての公告において、現行法で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(2) 裁判所のウェブサイト掲載

【甲案】

公示催告事件についての公告において、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

特段の規律を設けない。

(説明)

1 裁判所設置端末の利用

現行法では、公示催告事件における公告において、裁判所の掲示場への掲示及び官報への掲載をしているが、民事訴訟における公示送達では、従前の裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとしている(民訴法第111条)。そこで、公示催告事件における公告においても、同様にすることが考えられる。

2 裁判所のウェブサイト掲載

公示催告事件の公告における掲示場への掲示に関して、民事訴訟の手續における公示送達に倣って、裁判所の掲示場の掲示又は裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにすることに加え、インターネットにより不特定多数の者に対して公示する措置(具体的には、裁判所のウェブサイトへの掲載)をとることが考えられる。

もっとも、これまでに、公告において官報を利用しているものにつき、裁判所のウェブサイトに掲載することについては、官報もインターネットを利用して見ることもできることとの関係を整理すべきであるとの意見があった。この意見を敷衍すれば、官報を利用している公告については、他に特段のウェブ掲載は不要との意見も考えられる(なお、現行制度における官報を使った公告の中には、官報のみを利用する方法と、官報と裁判所の掲示場への掲示の二つの方法をとらなければならないものがあり、両者を区別し、前者については、裁判所のウェブサイトへの掲載を求めず、後者については、裁判所のウェブサイトへの掲載を求めるとの意見も考えられる。)

以上を踏まえ、この問題については、両論があると思われたので、併記している。

第6 民事調停

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事調停の手続における申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(説明)

民事調停の手続における申立て等について、民事訴訟の手続と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることを可能とすることが考えられる。なお、立法技術的な問題ではあるが、民調法は、非訟法を準用しており（民調法第22条）、仮に、改正をする場合には、民訴法第132条の10を準用する非訟法を民調法が準用する形式をとることも考えられる。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事調停の手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

民事訴訟の手続において委任を受けた訴訟代理人等がインターネットを用いて申立て等をしなければならないことと同様に、民事調停の手続において、委任を受けた手続代理人等は、インターネットを用いて申立て等をしなければならないとすることが考えられる。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等をファイルに記録することにつき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用するものとする。

(2) 提出書面等の電子化のルールの原則

ア 原則

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等の電子化のルールは、次の規律とする。

- ① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事調停の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 例外

民事調停手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうちこれが開示されることにより当事者の事業活動に支障が生ずることを防止するために特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

- (注) インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、①第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密で特に必要がある部分及び②秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

民事調停における提出書面等の電子化については、民事訴訟と同様の規律(民訴法第132条の12、第132条の13、第92条第9項及び第10項)とすることが考えられる。なお、インターネットを利用してファイルに記録した電磁的記録はそのまま事件記録となることを前提としている。

ところで、民事訴訟では、民訴法第92条(第三者閲覧制限)の規定を前提に、第三者閲覧制限の申立てがされた営業秘密のうちこれが開示されることにより当事者の事業活動に支障が生ずることを防止するために特に必要があると認めるものについては、紙による保管も許容することとしている(民訴法第132条の12、第132条の13、第92条第9項及び第

10項)。他方で、現在の民調法は、民訴法第92条（第三者閲覧制限）の規定を準用していない。もつとも、今後は、民調法においても、民訴法第92条を準用することが考えられ（この点については、後記6において取り上げている。）、本文は、その考えを前提としている。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについては、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとする。

(説明)

民訴法では、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書については、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするとしており、民事調停の手続においても、同様にすることが考えられる。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、民事調停の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

(説明)

現行法下では、民調法第22条において準用する非訟法第47条第1項は、当事者が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者双方が現実に出頭していない場合でも、電話会議等を用いて非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）をすることができる規定しているが、民事訴訟と同様に、いわゆる遠隔地要件を削除することが考えられる。

5 調停と送達又は送付

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、送付しなければならないものとする。

(注) 甲案・乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(説明)

現行民調法には、成立した調停調書を当事者に送達しなければならないとの規律はなく、当事者の送達申請によって送達することができる。

民事訴訟手続では、和解調書について当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないとされており（民訴法第267条第2項）、民事調停の事件の手続における成立した調停調書についても、これと同様の規律とすることが考えられるが、他方で、非訟事件や家事調停の議論を踏まえて、一律に送達によるべきものとせずに送付の方法も選択し得るものとするとも考えられる。なお、本文の提案が、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものであることは、非訟事件における和解調書の送達に係る提案（第5の5）と同様である。

6 事件記録の閲覧等

(1) 電子化された事件記録の閲覧等

当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録（電磁的事件記録）について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする。どうか。

(注) 電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(2) 秘密保護のための閲覧等の制限

民事調停手続においても秘密保護のために第三者による閲覧等を制限する制度を設けるために、民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用するものとする。

(説明)

1 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 記録の閲覧等の主体及び請求の内容（本文(1)）

現行民調法第12条の6は、当事者又は利害関係を疎明した第三者が記録の閲覧等の請求をすることができることとしており、電子化された事件記録についても当事者及び利害関係を疎明した第三者が、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証

明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとするのが考えられる。

(2) 閲覧等の具体的な内容（注）

電子化された事件記録の具体的な閲覧方法については、民事訴訟手続と同様に、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができ、また、当事者については、事件の係属中、いつでもインターネットを用いて閲覧等を行うことができるようにすることが考えられる。

2 秘密保護のための閲覧等の制限（本文(2)）

(1) 現行の規律

現行民調法に第三者の閲覧等を制限する規律はなく（現行民調法第12条の6第2項が民訴法第92条の第三者の閲覧等の制限する規定を準用していない。）、利害関係を疎明した第三者は、記録のうち当事者の重大なプライバシーや営業秘密等が記載された部分についても、その閲覧等が制限されない。このことについては、下記(3)のような問題がある上、民訴法では、この民訴法第92条の規定を前提として、電子化の例外等の規律を設けているため、今般、民事調停における事件記録の電子化を検討するに際しては、この民訴法第92条の準用の可否が問題となる。

(2) 民訴法第92条の趣旨

民訴法第92条の第三者の閲覧等の制限の規定は、民事訴訟では、自己の主張を裏付ける資料を提出しない場合には敗訴のリスクを負うため、敗訴しないために要保護性のある秘密を公開しなければならないとの弊害を避けるため、要保護性のある秘密が第三者に知られることを避けつつ、適正な審理を実施するために設けられたものである。

(3) 民事調停に秘密保護のための閲覧等の制限の規律を設ける必要性等

他方、民事調停手続においては、当事者は、自己の主張を裏付ける資料を提出しない場合に民事訴訟のように敗訴のリスクを負うものではないが、民事調停を利用する者は、調停の申立てにおいて、紛争の要点に関する証拠書類があるときは、その写しを添付しなければならないとされている（民事調停規則第3条）。そして、民事調停には、民事訴訟にはない特徴（例えば、経験が豊富な民事調停委員により構成された調停委員会の助言や見解を得て、話し合いによる簡易・迅速な解決を図ることができるなど）があり、第三者閲覧制限をすることができないことが、この制度の利用を妨げるのは相当でないとの意見も考えられる。

そこで、本文のとおり、民事調停手続においても、民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用することが考えられる。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、(非訟法を準用することにより) 民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

公示送達について、(非訟法を準用することにより) 民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

1 電磁的記録の送達 (本文(1))

民事訴訟の手続では、電磁的記録の送達の方法として、いわゆるシステム送達の方法によることができることとされており、民事調停の手続においても、同様に規律とすることが考えられる。

2 公示送達 (本文(2))

民事訴訟の手続では、公示送達について、裁判所のウェブサイトに掲載するといったインターネットを利用した方法をとることとされており、民事調停の手続においても、同様の規律とすることが考えられる。

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟の手続と同様の規律とするほか、納付命令を書記官権限とするとともに、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとするものとする。

(注3) 特定調停における手続については、民事調停のIT化及び破産手続のIT化を踏まえて、IT化をするものとする。

(説明)

1 ITを活用した証拠調べ ((注1))

民事訴訟では、例えば、電磁的記録に記録された情報の内容の証拠調べにつき、システムを使ってアップロードする方法による証拠調べの申出を認めている(民訴法第231条

の2)。

また、尋問に代わる書面などにおいて、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述を認めている（第205条第2項）ほか、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問も認めている（第185条第3項）。

このようなITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが考えられる。

2 その他（(注2)）

民事訴訟手続等の一部を改正する法律においては、民事訴訟手続において、費用額確定の申立てに10年の期限を設けること（民訴法第71条第2項）、訴えの提起の手数料の納付がない場合の納付命令を裁判所書記官の権限とすること及びその者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出される手数料を納付しないまま申立書却下に対する即時抗告は原裁判所が却下しなければならないものとする事など（同法第137条の2）につき規律が設けられている。

そこで、民事調停の手続においても、手続費用の額の確定の申立てを10年以内に行わなければならないとすることや、申立て手数料の納付がない場合の納付命令を裁判所書記官の権限とすること、また、申立て手数料（民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1の14の項）を納付しないことを理由とする申立書却下に対して手数料を納付しないまま即時抗告を原裁判所において却下しなければならないものとする事について、検討することが考えられる。

3 特定調停における手続（(注3)）

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特定調停法」という。）第3条の規定による特定調停の手続は、債務の返済ができなくなるおそれのある債務者（特定債務者）の経済的再生を図るため、特定債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を行うことを目的とする手続であり、民事調停法の特例として定められたものである（特定調停法第1条、第22条参照）。

特定調停法は、民事調停法の特則を定めるものであるものの、その機能は、いわゆる債務整理に利用されるものであり、破産法等の手続と類似する側面を持つ（例えば、通常の民事調停は、申立人と相手方の二者間の紛争を想定しているが、特定調停においては、相手方（債権者等）が複数となることが少なくない。）。

そのため、特定調停のIT化においては、民事調停のIT化に加えて、破産手続のIT化を踏まえて検討することが考えられる。例えば、提出書面等の電子化のルールについては、破産手続と同様とすることが考えられる。

第7 労働審判

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

労働審判手続における申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（説明）

労働審判手続における申立て等について、民事訴訟の手続と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることを可能とすることが考えられる。なお、立法技術的な問題ではあるが、労審法は、非訟法を準用しており（労審法第29条第1項）、仮に、改正をする場合には、民訴法第132条の10を準用する非訟法を労審法が準用する形式をとることも考えられる。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

労働審判手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

（説明）

民事訴訟手続において委任を受けた訴訟代理人等がインターネットを用いて申立て等をしなければならないことと同様に、労働審判手続において、委任を受けた手続代理人等は、インターネットを用いて申立て等をしなければならないものとすることが考えられる。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等をファイルに記録することにつき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用するものとする。

(2) 提出書面等の電子化のルールの原則

ア 原則

裁判所に提出された書面等の電子化のルールとして、次の規律を設ける

ものとする。

- ① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、労働審判手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 例外

労働審判手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

(注) インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、①第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密で特に必要がある部分及び②秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

労働審判事件における提出書面等の電子化については、民事訴訟と同様の規律(民訴法第132条の12、第132条13、第92条第9項及び第10項)とすることが考えられる。なお、インターネットを利用してファイルに記録した電磁的記録はそのまま事件記録となることを前提としている。なお、労審法では、民調法と異なり、第三者閲覧制限の規定である民訴法第92条を準用している(労審法第26条第2項)。

3 裁判書、調書等の電子化

労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについては、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとする。

(説明)

民訴法では、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成することとされており、労働審判手続においても、これと同様にすることが考えられる。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、労働審判事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(説明)

現行法下では、労審法第29条第1項において準用する非訟法第47条第1項は、当事者が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者双方が現実に出頭していない場合でも、電話会議を用いて非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)をすることができることと規定している。改正民訴法において、ウェブ会議又は電話会議によって期日における手続を行う際の要件については、遠隔地の要件を削除することとされており、労働審判事件においても同様の規律とすることが考えられる。

5 調停と送達又は送付

(1) 調停における合意を記載した調書

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(2) 審判書に代わる調書

【甲案】

審判書に代わる調書は、送達しなければならないものとする。

【乙案】

審判書に代わる調書は、送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(説明)

1 調停における合意を記載した調書 ((1))

現行労審法には、審判書は送達しなければならないとの規定はある（労審法第20条第4項）が、成立した調停調書を当事者に送達しなければならないとの規律はなく、当事者の送達申請によって送達することができる。民事訴訟の手続では、和解調書について当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないものとしてされており（民訴法第267条第2項）、労働審判手続において成立した調停調書についても、同様の規律とすることが考えられる。もっとも、他方で、非訟事件、民事調停、家事調停の議論を踏まえて、一律に送達によるべきものとせず送付の方法も選択し得るものとするとも考えられる。なお、本文の提案が、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものであることは、非訟事件における和解調書の送達に係る提案（第5の5）と同様である。

2 審判書に代わる調書 ((2))

労働審判では、労働審判委員会は、相当と認めるときは、審判書の作成に代えて、全ての当事者が出頭する期日において、労働審判の主文等を口頭で告知する方法で、審判をすることができ、審判の効力はその告知の時から生ずる（不服申立ての起算点もこの告知の時である。労審法第20条第6項及び第21条）。また、この方法により労働審判が行われたときは、審判書に代わる調書が作成される。

審判書と異なり、この審判書に代わる調書についても当事者に送達しなければならないとの規律はなく、当事者の送達申請によって送達がされているが、基本的には、その内容を的確に了知するために、これを送達又は送付することが考えられる。審判書についての規律と同様に審判書に代わる調書についても送達を必要とするとの考え方もあるが、他方で、非訟事件の裁判は一般的に送付で足りることや、審判書と異なり不服申立ての起算点とならないものであることからすると、非訟事件の一般的なルールと同様に、法律上は、送付を必要とするれば足りるとの考え方もある。なお、本文の提案が、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものであることは、非訟事件における和解調書の送達に係る提案（第5の5）と同様である。

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする。

(注) 電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

1 記録の閲覧等の主体及び請求の内容（本文）

現行労審法第26条第1項は、当事者及び利害関係を疎明した第三者が記録の閲覧等の請求をすることができることとしており、電子化した事件記録についても当事者及び利害関係を疎明した第三者が、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとするのが考えられる。

2 閲覧等の具体的な内容（注）

電子化した事件記録の具体的な閲覧方法については、民事訴訟手続と同様に、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができ、また、当事者については、事件の係属中、いつでもインターネットを用いて閲覧等を行うことができるようにすることが考えられる。

7 送達等

電磁的記録の送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(注) 公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

労働審判事件では、民訴法が改正される前は、民事訴訟の送達に関する規定を準用する非訟法第38条を準用し、民事訴訟における送達のルールをそのまま用いていた（今般の改正法では、いわゆるシステム送達に関するルールを用いるかどうかは別途検討するため、非訟法第38条では、システム送達に関する規定は準用から除外等している。）。

今般の改正により、民事訴訟の手續では、電磁的記録の送達の方法として、いわゆるシステム送達の方法によることができることとされており、労働審判手續においても、同様の規律とすることが考えられる。

なお、労働審判事件においては、審判書の送達については公示送達をすることができないとされているところ（労審法第20条第5項）、この規律を変更する必要はないと思われるが、他の場面において、公示送達を用いることが否定されているものではない。民事訴訟の手續では、公示送達について、裁判所のウェブサイトに掲載するといったインターネットを利用した方法をとることとされており、労働審判手續においても、同様の規律とすることが考えられる。

8 その他

(注1) ウェブ会議・電話会議を利用する参考人等の審尋、システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述など、ITを活用した証拠調べ手續について、民事訴訟手續と同様の規律とする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟の手續と同様の規律とするほか、納付命令を書記官権限とするとともに、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとするものとする。

(説明)

1 ITを活用した証拠調べ手續（(注1)）

例えば、民事訴訟では、証拠調べとして、第三者及び当事者を審尋することができる。改正後の民訴法では、ウェブ会議により（当事者双方に異議がないときは、電話会議により）第三者及び当事者を審尋することができる（民訴法第187条）。そのほか、民事訴訟では、例えば、電磁的記録に記録された情報の内容に証拠調べにつき、システムを使ってアップロードする方法による証拠調べの申出を認めている（民訴法第231条の2）などしている。

このようなITを活用した証拠調べ手續について、民事訴訟手續と同様の規律とすることが考えられる。

2 その他（(注2)）

民事訴訟手續等の一部を改正する法律においては、民事訴訟手續において、費用額確定の申立てに10年の期限を設けること（民訴法第71条第2項）、訴えの提起の手数料の納付がない場合の納付命令を裁判所書記官の権限とすること及びその者において相当と認め

る訴訟の目的の価額に応じて算出される手数料を納付しないまま申立書却下に対する即時抗告は原裁判所が却下しなければならないものとするなど（同法第137条の2）につき規律が設けられている。

そこで、労働審判手続においても、手続費用の額の確定の申立てを10年以内に行わなければならないとすることや、申立て手数料の納付がない場合の納付命令を裁判所書記官の権限とすること、また、申立て手数料（民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1の14の項）を納付しないことを理由とする申立書却下に対して手数料を納付しないまま即時抗告を原裁判所において却下しなければならないものとするなどについて、検討することが考えられる。

第8 人事訴訟（部会資料10の予定）

第9 家事事件（部会資料10の予定）

第10 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）（部会資料10の予定）

第11 その他（部会資料10の予定）